千葉市防災会議運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、千葉市防災会議条例(昭和38年千葉市条例第4号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、千葉市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長職務代理委員の指名)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、総合政策局の事務 を担任する副市長の職にある委員とする。

(会 議)

- 第3条 防災会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(通 知)

- 第4条 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。 (会議録)
- 第5条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席者の職名及び氏名
 - (3) 会議の経過
 - (4) 議決事項
 - (5) その他必要な事項

(専決処分)

- 第6条 会長において、緊急を要し会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを 得ない事情により会議の権限に属する事務について専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

(幹事会議)

- 第7条 幹事をもって幹事会議を組織する。
- 2 幹事会議は、防災会議の所掌事務について、予備的な協議及び調整を行うものとする。
- 3 幹事会議は、総合政策局危機管理部長が主宰する。

(庶 務)

第8条 防災会議の庶務は、総合政策局危機管理部危機管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど会長が定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。